

裁決書

審査請求人 [REDACTED]

審査請求人代理人 [REDACTED]

処分庁 高松市福祉事務所長

審査請求人が令和2年12月1日に提起した処分庁による生活保護一時扶助申請却下処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（生活保護一時扶助申請却下処分取消請求事件（令和2年健康第7号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

第1 事案の概要

- 1 [REDACTED] のため [REDACTED] の病院に入院していた審査請求人（以下「請求人」という。）は、退院に際し、入院前に住んでいた [REDACTED] のアパートから別の [REDACTED] のアパートに転居したいとして、「[REDACTED]」という理由により、同年10月2日付で生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護一時扶助申請（以下「本件一時扶助申請」という。）を行った。
- 2 処分庁は、同月12日付で本件一時扶助申請を却下する本件処分を行った。なお、本件処分の通知書における却下理由欄の記載は、次のとおりである。  
『転居に伴う敷金等の支給に関する一時扶助申請について、申請書添付書類に示されている転居先では、転居が必要な理由としている問題を根本的に解決することにならず、厚生労働省社会・援護局長通知第7の4の(1)

の如きにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」の要件のいずれにも該当しません。

なお、あなたが、転居が必要な理由としている問題を解決するためには、適切な██████████への転居が適当と考えられます。

以上のことから、当該申請を却下します。』

- 3 請求人は、同年12月1日付けで、本件審査請求を行った。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

請求人は、概ね次のとおり主張し、本件処分の取消し及び本件一時扶助申請についての一時扶助決定を求めていた。

- (1) 請求人は、██████████で入院していた。

退院するにあたっては、██████████に再びならないよう、以前から援助を受けていた██████████を今後とも受けることとし、退院後の転居先として██████████の新住居を希望することとした。

請求人は、██████████によって██████████からの脱却を図りたいと考えているが、処分庁はこれを拒否している。

- (2) 処分庁は、██████████を請求人に勧め、病院からその他の住居への転居を認めず、その転居費用を支出しなかつた。██████████となると、██████████が██████████に居宅を構えることとなるが、それでは入院していた██████████の病院への通院が困難となり一貫した治療を受けられない。また、██████████も受けられなくなる。

- (3) 請求人には、どこに住むか決める自由がある。処分庁が、██████████や██████████の██████████するように指導することに具体的な根拠はない。

- (4) 入院前の元住所にそのままいることも検討されるが、その場合、██████████が近くにいることとなり、請求人の更生のためにならないため、転居は必須である。医師もそのように診断している。そして適切な、継続的な支援は、身近な██████████がいる██████████でこそ可能である。

- (5) 転居先は、同じ██████████であるが転居元から相当程度離れており、転居場所が第三者に知られていない以上、知人らが自宅を押し掛けることはない。本件処分があつたため転居は██████████の協力によって行ったが、実際、転居先での問題は現在まで発生していない。

- (6) 常時見守りとまでは言わないが、██████████の██████████や██████████による連絡体制は存在しており、トラブル発生を防止できる状況は築けている。

- (7) 請求人の住居に関する問題の根本的な解決にならないとした処分庁の主張には理由が乏しいと考える。

### 2 処分庁の主張

- 処分庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 請求人が希望する転居先は同一市内にあることや當時の見守りが期待できること等から、請求人の住居に関する問題の根本的な解決にはつながらないと考え、[REDACTED]や、より[REDACTED]を提案したが、請求人は応じなかつた。今回の転居希望先に転居することによつては、請求人が抱える問題の根本的解決には至らないものと判断し、一時扶助申請を却下したところであり、断じて請求人の[REDACTED]からの脱却の取組を妨げているものではない。
- (2) 処分庁は、今回の転居先では、自宅に知人が押し掛ける等、請求人が抱える問題の根本的な解決には至らないものと判断したところであり、[REDACTED]以外への転居を認めていないものではない。請求人の抱える問題の根本的な解決のためには、状況に応じて通院先を変更することも、やむを得ないものと考えられる。なお、[REDACTED]のうち[REDACTED]については、現在の頻度での通院を継続するため、送迎が可能であり、病院での継続した治療も可能であることを確認している。
- (3) 転居の必要性については、処分庁も認めている。  
しかししながら、その目的をかなえるためには、より[REDACTED]や、請求人への適切かつ継続的な支援が可能な[REDACTED]等が適切であると考え、提案をしたものである。
- (4) 処分庁は、請求人の居住の自由を妨げでめらす、本件処分における却下通知書では、却下理由と併せて、請求人の住居に関する問題の根本的な解決に向けて、具体的な提案を添えたところである。

### 第3 理由

- 1 「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）」第7の4の(1)の方では、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、才に定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、才に定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもつて足りる者については、この限りでない」と規定されている。
- 2 また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）」以下「課長通知」という。)」第7の問30では、局長通知第7の4の(1)の方にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」に該当する場合が限定列挙されており、18に「犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合」が規定されている。
- 3 以上を踏まえ、本件処分について判断する。

処分庁は、今回の転居先では自宅に知人が押し掛ける等請求人が抱える問題の根本的な解決には至らないものと判断した旨を主張しているが、そのように判断する合理的な根拠を示しておらず、また、そのように判断できる事情も見当たらないことから、処分庁の主張に理由があると判断することは困難である。

本件事案については、課長通知第7の問30の18に示された場合に該当し、当該規定を適用すべきでない特段の事情があるとも認められない。

よって、本件処分については、違法なものと判断せざるを得ない。

なお、請求人が求めている本件処分の変更は、行政不服審査法第46条第1項ただし書のとおり、本件審査請求に係る審査庁である知事の権限ではない。

#### 第4. 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法46条1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年3月31日

審査官 香川県知事 浜田 恵造

